



第3回東予港港湾脱炭素化推進協議会を開催します

東予港では、港湾の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献するため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成にあたり、港湾法に基づく「港湾脱炭素化推進計画」を作成することとしております。

今般、上記計画の策定に向け、第3回の協議会を次のとおり開催しますので、お知らせします。

※なお、議事では、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）第7条第2項第2号に規定する個別企業に関する情報が含まれるため、取材は「次第(1)開会」までとさせていただきます。

- 1 日 時：令和7年7月28日（月）13:30～15:00
- 2 場 所：愛媛県東予地方局7階大会議室
（愛媛県西条市喜多川796-1）
- 3 次 第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - (2)-1 東予港（河原津地区・壬生川地区・中央地区・西条地区）港湾脱炭素化推進計画の作成に向けた検討状況について
 - (2)-2 意見交換
- 4 協議会構成員
別紙-1「東予港港湾脱炭素化推進協議会 構成員」参照
- 5 傍 聴
 - (1) 傍聴の定員 10人
 - (2) 傍聴の申込方法等
 - ①傍聴を希望される方は、7月24日（木）正午までに氏名、住所及び連絡先（電話またはFAXの番号もしくはメールアドレス）を協議会事務局（港湾海岸課）へお知らせください。
 - ②傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。
 - ③傍聴することができる方には、7月24日午後5時までに協議会事務局から電話、FAXまたはメールでその旨連絡します。
 - (3) 協議会は冒頭のみ（議事開始まで）傍聴できます。
 - (4) 傍聴にあたっては別紙-2「傍聴要領」に従ってください。

【お問い合わせ先】（協議会事務局）
愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課計画係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
TEL 089-912-2692 FAX 089-912-2689
e-mail yamauchi-naoto@pref.ehime.lg.jp

東予港港湾脱炭素化推進協議会 構成員

(順不同)

区 分	機関名等	
学識経験者	愛媛大学大学院 理工学研究科	森脇 亮 教授
	松山大学 経済学部	岩田 和之 教授
構成員	三井住友信託銀行株式会社 松山支店	
	株式会社日本政策投資銀行 松山事務所	
	四国電力株式会社 西条発電所	
	住友共同電力株式会社 壬生川火力発電所	
	住友金属鉱山株式会社	
	株式会社クラレ 西条事業所	
	ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社 西条工場	
	日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所阪神地区(東予)	
	今治造船株式会社	
	花王サニタリープロダクツ愛媛株式会社	
	住友重機械工業株式会社	
	株式会社レクザム 西条工場	
	フジボウ愛媛株式会社 壬生川工場	
	株式会社サイプレス・スナダヤ	
	株式会社田窪工業所 西条工場	
	株式会社アドバンテック	
	一般社団法人愛媛県トラック協会	
	愛媛県倉庫協会	
	四国開発フェリー株式会社	
	愛媛内航海運組合連合会	
	西条商工会議所	
	経済産業省 四国経済産業局 資源エネルギー環境部	
	国土交通省 四国地方整備局 港湾空港部	
	国土交通省 四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所	
	環境省 中国四国地方環境事務所 四国事務所	
	西条市 環境部	
	西条市 建設部	
	新居浜港務局	
	愛媛県 県民環境部	
	愛媛県 農林水産部	
	愛媛県 土木部	
	事務局	愛媛県 土木部 河川港湾局 港湾海岸課

傍 聴 要 領

第3回東予港港湾脱炭素化推進協議会

1 協議会での受付及び手続

協議会の傍聴許可を受けた方は、協議会開催予定時刻までに、会場前の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局の係員の指示に従って協議会の会場に入室してください。

(受付開始は協議会開催予定時刻の30分前からです。)

2 協議会を傍聴するに当たって守るべき事項

協議会を傍聴する方は、会長の指示に従うとともに、次の事項を守ってください。なお、これに違反する場合は、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

- (1) 協議会の開催中は、静粛に傍聴することとし、協議会における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等を行ったりしないこと。
- (2) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行わないこと。
- (3) その他協議会の秩序を乱し、又は協議会の支障となる行為を行わないこと。